

次の(1)~(5)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えよ。解答は、解答用紙 (ハ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入せよ。

1632 秀忠死

長崎奉行 鎮国令I

(1) 1633年、幕府は、長崎へ赴く奉行に命令書を出した。その第1条~第3条は、奉書船以外の海外渡航禁止、日本人の海外渡航禁止、海外在住5年以上の日本人の帰国禁止を規定し、第6条~第16条は、長崎に来るポルトガル船とその貿易に関わる諸規定であった。
原文は「奉書船以外の日本の海外渡航禁止」

(2) 1634年には、前年と同一内容の命令書が出された。この年から長崎では、貿易に従事するポルトガル人を収容する施設として出島の築造が開始され、1636年、彼らは出島に移された。

鎮国令II

奉書船も

全員禁止

(3) 1635年の命令書は、第1条~第3条で、日本船と日本人の海外渡航禁止、海外在住日本人の帰国禁止を規定した。第6条~第16条は、前年までとほぼ変わりがなかった。1636年の命令書には、長崎の町に残っていたポルトガル人の血縁者を追放する規定が追加されたが、来航ポルトガル船とその貿易に関わる諸規定は前年と変わりがなかった。

出島へ隔離

1637 29-6

(4) 島原の乱(島原・天草一揆)鎮圧後の1638年から翌1639年にかけて、幕府は、江戸参府中のオランダ商館長に対して、ポルトガル人が日本にもたらしているような商品を、オランダ人は供給することができるかと複数回尋ねた。
格上げ(後の幕府) → Yes 655

受取レベルは3系 薬種、絹織物

長崎奉行は 原則旗本 若年寄は 原則大名

(5) 1639年、幕府は、長崎に使者を派遣してポルトガル船の日本来航禁止を申し渡すことにした。幕府は、この決定を諸大名にも伝えて警戒を呼びかけた。

オランダで代替可

設問

A この間、長崎やポルトガル船に対する幕府の政策は、どのように転換したか。島原の乱の影響を考慮しつつ、3行以内で述べよ。

B (5)において、幕府が、それまでと異なり、政策を広く大名たちに知らせたのは、何のためだったと考えられるか。2行以内で述べよ。

1640 軍事目的も 全て 幕府がし使節団 長崎受難事件の 6/14人 反罪 残り13人の下級船員だけ 2カオに報告に届かせる

	指示	奉書船	奉書船以外	日本人海外渡航	日本人帰国	長崎に来るポルトガル船	備考
1633	長崎へ赴く奉行に命令書	許可	禁止	禁止 資料文に従って	海外在住5年以上は禁止	許可	鎖国令Ⅰ 奉書船以外の海外渡航禁止、海外在住5年以上の日本人は帰国禁止
1634	長崎へ赴く奉行に命令書	許可	禁止	禁止	海外在住5年以上は禁止	許可	出島築造開始
1635	長崎へ赴く奉行に命令書	禁止	禁止	禁止	禁止	許可	鎖国令Ⅲ 日本人の海外渡航と帰国を禁止
1636	長崎へ赴く奉行に命令書	禁止	禁止	禁止	禁止	許可	ポルトガル人を出島に移す 長崎のポルトガル人血縁者を追放
島原の乱							
1639	使者を派遣	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	鎖国令Ⅴ ポルトガル船の来航禁止

	ポルトガル	スペイン	オランダ	イギリス	中国	その他
1616	平戸・長崎に限定					
1623			アンボイナ事件	アンボイナ事件		
1624		来航禁止		自然と来なくなる		
1631						奉書船制度開始
1635					平戸・長崎に限定	奉書船廃止 朱印船貿易終了
1636	出島に集める					
1639	来航禁止					
1641			平戸のオランダ商館を 長崎の出島に移す			